

第3 各種申請・届出に係る手続について

○各種申請・届出の期限について

申請の種類	申請・届出期限
新規指定	事業開始予定日の前日から起算して、土・日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日まで（以下「土日等」という）を除き 14日前
変更申請	変更予定日から土日等を除き 14日前
変更届出（報酬以外）	変更予定日から土日等を除き 10日以内
変更届出（報酬に係る変更）	変更予定月の前月の15日以前：翌月から変更 変更予定月の前月の16日以降：翌々月から変更
事業の廃止・休止	廃止又は休止予定日の 1か月前
再開	再開した日から土日等を除き 10日以内
辞退	辞退予定日の 3か月前

※上記は最終期限です。期限までに不備を修正し、書類を全て整えるようお願いします。

○各種申請・届出の流れ

（1）事前相談

申請書類の提出前に、指定機関と事前相談を行ってください。特に、事業所を新築する又は賃貸物件で運用する場合は、設備基準を満たしているかの確認を指定機関へ行った後に、建築工事や賃貸借契約を締結することをお勧めします。

（2）申請

指定要件を満たすよう確認を終えた上で、申請を行ってください。

申請するサービスの種類に応じて、必要な申請書類を準備してください。

申請書類の様式は、宮城県障害福祉課のホームページに掲載しています。

（3）審査

指定機関に提出された申請書類に基づき、人員基準、設備基準及び運営の基準等が満たされているか審査を行います。不備や確認出できない事項がある際は、修正や追加の上、再提出をお願いすることがあります。

（4）実地確認

新規指定の場合は、申請書類の確認後に事業所の実地確認を行います。

実地確認の時点で設備上の不備*が認められた場合は、指定予定年月日に指定を行うことはできませんので、ご注意ください。

※設備上の不備の例

- ・申請書の平面図と実態が異なっている等により、設備基準を満たしていない。
- ・改修工事が完了していない。
- ・関係法令（消防法、建築基準法、都市計画法等）の基準を満たしていない。
（消防署の指導による設備・備品の設置が未完了、事業所の用途変更の未完了 等）

（5）指定

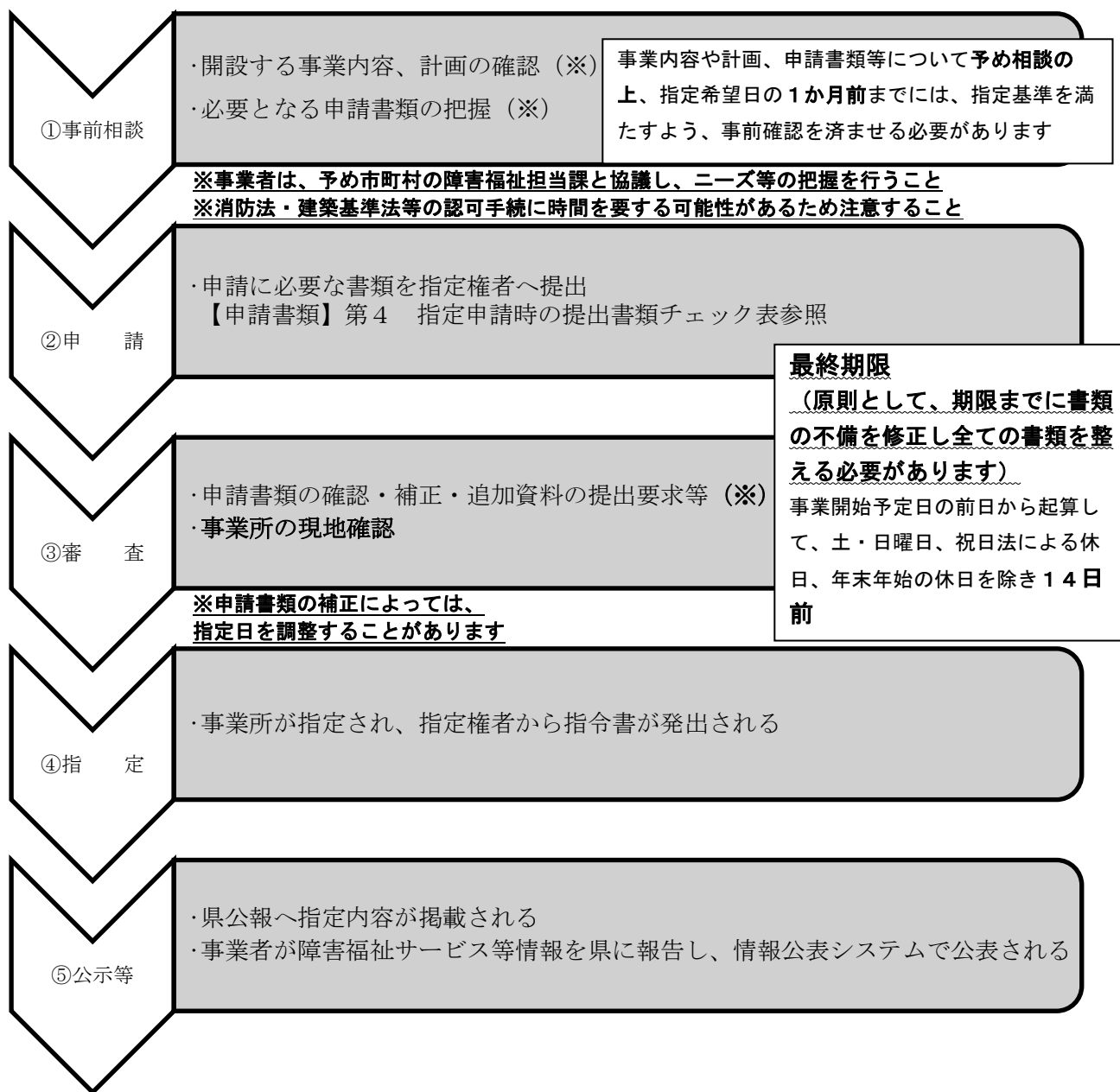
申請書類の確認及び実地確認の結果、指定基準を満たす事業者・施設については、指定障害福祉サービス事業者等として指定を行います。指定された際は、指令書を発出します。

（6）公示等

新規指定、廃止、指定辞退した事業者・施設については、その旨を宮城県公報へ掲載します。また、障害福祉サービス等情報公表システムで、事業所の情報を公表します。

1 事業者の新規指定について

事業者の新規指定の流れ



事業所の指定・変更時の注意

事業所運営を適切に行うためには、関係法令を遵守していただくことが不可欠です。

事業所の指定又は変更を行う際は、障害福祉に関する以外の法令に基づいた申請や届出が必要となる場合がありますので、当該法令を所管する行政庁へ必ず事前にご相談ください。

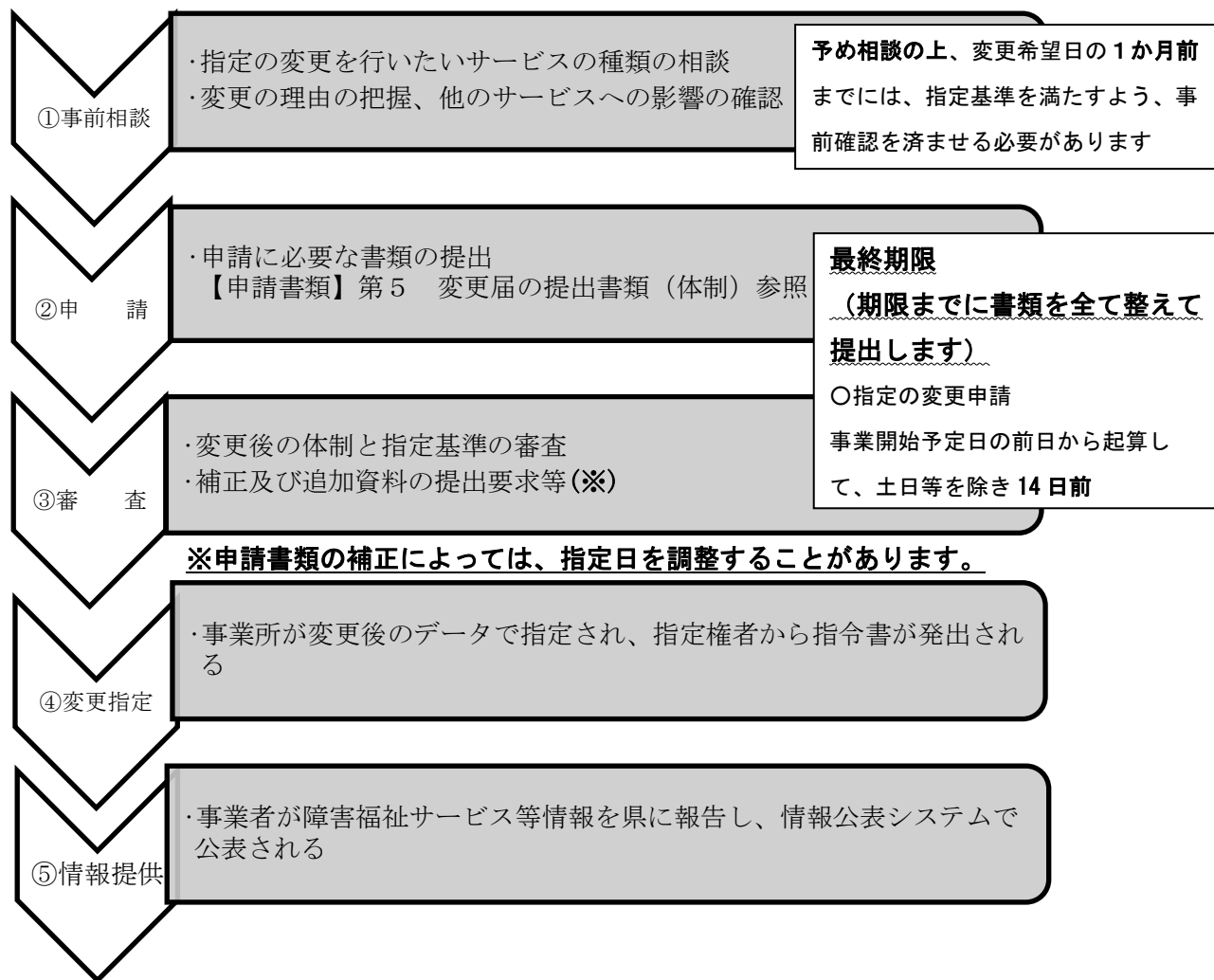
事業所の指定に関連して取り組むべきこと・取り組むことを推奨されること

- ・指定を受ける事業者は、同時に業務管理体制についても届け出る必要があります。
法人が指定を受けている事業所数により手続が異なるためご注意ください。
- ・放課後等デイサービス事業所の場合、1年に一度「放課後等デイサービス自己評価」を行う必要があります。
- ・質の高いサービスを提供するために、第三者機関が評価を行う「福祉サービス第三者評価」を受けることが推奨されています。

2 指定の変更申請について

指定の変更申請の流れ

生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型の定員の増員及び障害者支援施設の定員の増員又は日中サービスの種類の変更をする場合は指定権者への変更申請が必要です。



【参考】

『指定の変更申請』と『指定の変更届出』の違いについて

○指定の変更申請…事業のうち、生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型の定員の増員及び障害者支援施設の定員の増員又は日中サービスの種類の変更を行うものです。

【提出様式】様式第2号（第3条関係）

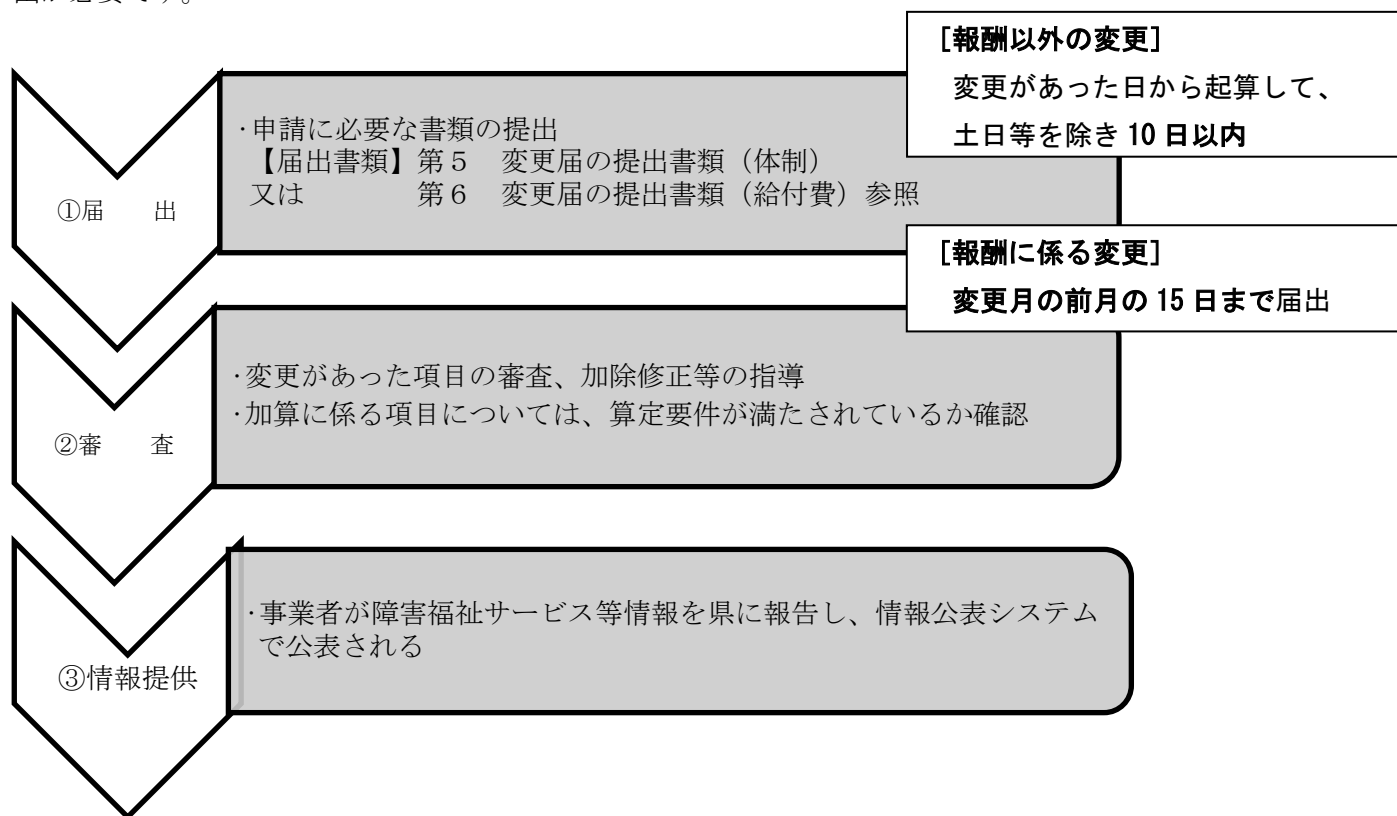
○指定の変更届出…全事業。指定後、届出が必要となる事項に変更が生じた時から10日以内に指定権者へ届け出るものです。

【提出様式】様式第3号（第4条関係）

提出様式が異なりますので注意してください。

指定の変更届出の流れ

指定を受けた事業者において、その体制に変更があった場合には、各指定権者へ変更があった旨の届出が必要です。



【加算算定開始時期の取扱等について（原則）】

(ア) 加算等の算定される単位数が増える場合

- ・届出が月の 15 日以前に行われた場合
・・・ 翌月から算定を開始
- ・届出が月の 16 日以降に行われた場合
・・・ 翌々月から算定を開始

(イ) 加算等の算定される単位数が減る場合、又は加算等が算定されなくなる場合

届出の時期に関わらず、加算等の単位数が減る（又は算定されなくなる）事実が発生した日から算定を行わない。

過剰取得した報酬がある場合は、給付費支払市町村に連絡の上、遡って過誤調整を行う。

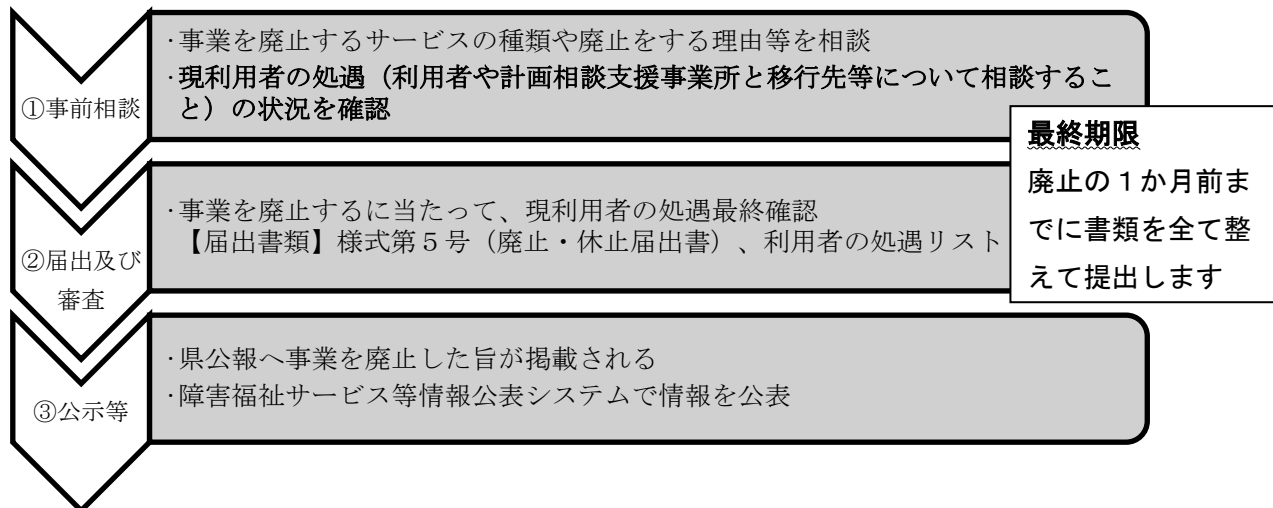
※ 加算等の種類によっては上記によらない場合があります。

4 事業の廃止、休止及び再開について

事業所の廃止、休止及び再開の流れ

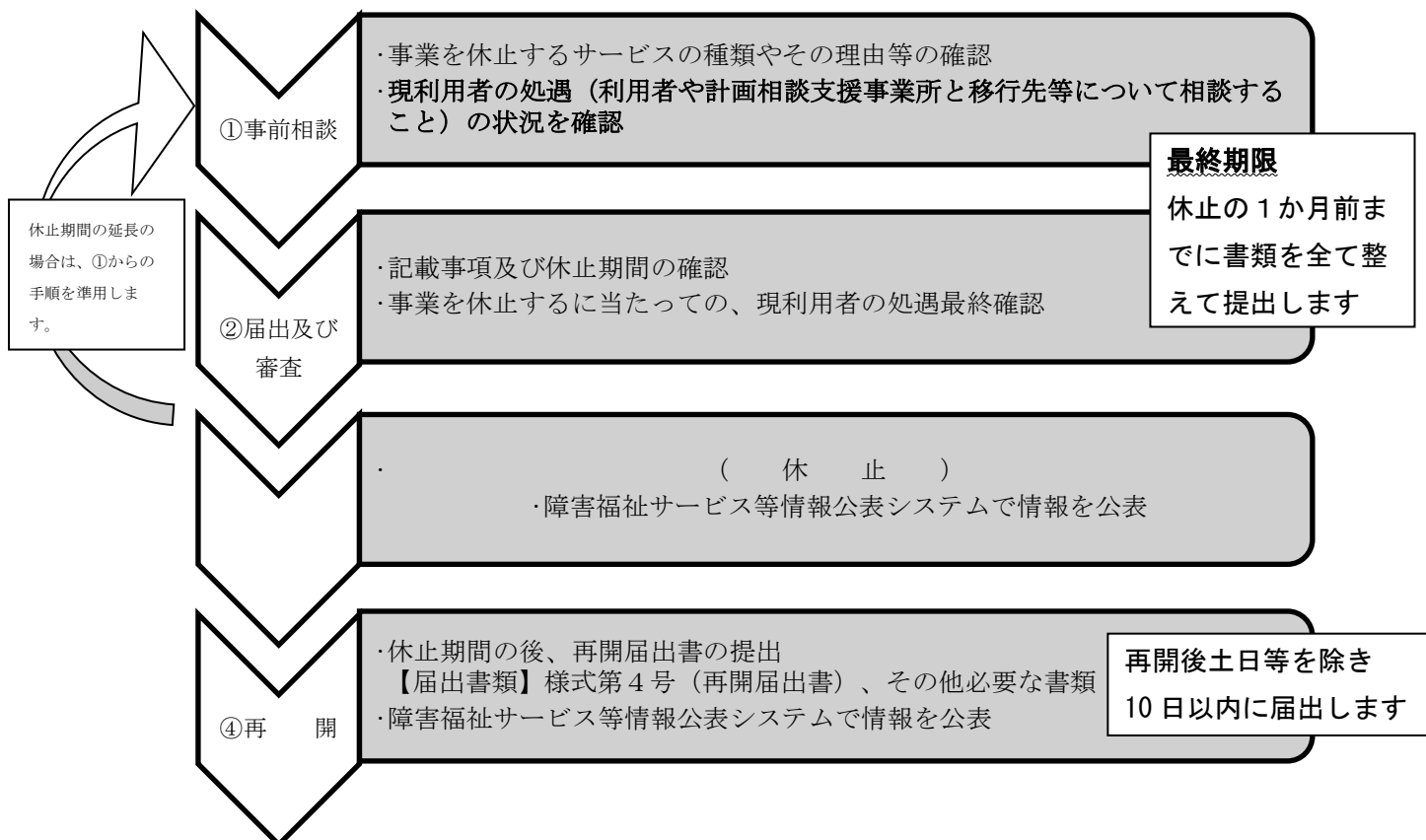
事業所の廃止又は休止の際は、その旨を指定権者へ届け出る必要があります。

《1 事業所の廃止の場合》



《2 事業所の休止の場合》

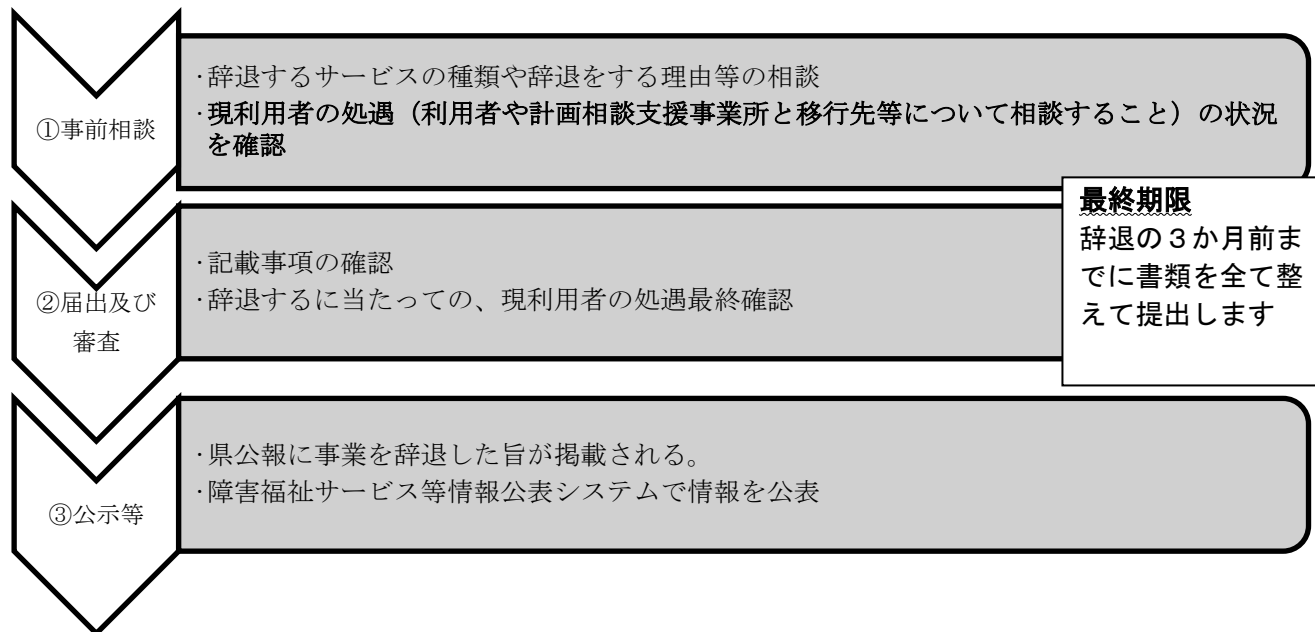
事業所を一旦休止し、その後再開することが認められています。



5 指定の辞退について

指定の辞退の流れ

指定障害者支援施設又は指定障害児入所施設については、その指定を辞退するに当たり辞退届の提出が必要です。



6 共生型サービスの指定について

(1) 指定要件について

共生型サービスの指定要件は以下のとおりです。

①従業者

母体となる既存サービスの利用者数と、共生型サービスの利用者数を合計した数を当該事業所の利用者数とした場合に、当該既存サービスの基準により必要とされる従業者数以上であること。

②設備

指定を受ける共生型サービスの基準を満たす必要はなく、既存サービス事業所として満たすべき設備基準を満たしていれば足りるものであること。

③技術的支援

指定障害福祉サービス事業所その他の関係施設から、障害児又は障害者の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。

(2) 人員について

共生型サービスの指定に当たって、人員に関する注意点は以下のとおりです。

①管理者

共生型サービスの管理者と、既存サービスの管理者が兼務であっても差し支えないこと。

②サービス管理責任者等

介護保険のサービス等を母体として、共生型サービスの指定を受ける場合は、サービス提供責任者、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者を置かなくとも差し支えないこと。

ただし、障害福祉サービス等を母体にする場合は、通常の指定障害福祉サービス等と同様の人員配置が必要です。

(3) 定員について

利用定員の範囲内であれば、サービスごとの利用者の数に変動があっても差し支えありません。

【例】定員20人の場合、利用日によって、共生型生活介護の利用者が10人、既存サービスの利用者が10人であっても、共生型生活介護の利用者が5人、既存サービスの利用者が15人であっても差し支えありません。

(4) 追加提出資料

既存サービスの指定状況を確認するため、以下の書類を追加で提出します。

- イ 共生型サービス指定に係る確認票（参考様式）
- ロ 既存サービスの指定文書（指令文等）
- ハ 既存サービスの指定申請書写し
- ニ 既存サービスの指定に係る記載事項写し

共生型サービスの指定が可能な組合せ

障害者総合支援法	①居宅介護	⇔	○訪問介護	介
	②重度訪問介護	⇔	○訪問介護	
	③生活介護	⇔	○児童発達支援	児
			○放課後等デイサービス	
			○通所介護	
			○地域密着型通所介護	
	④短期入所 (障害者支援施設を本体とする短期入所に限る)	⇔	○(介護予防)小規模多機能型居宅介護	介
		⇔	○看護小規模多機能型居宅介護	
		←	○(介護予防)短期入所生活介護	
	⑤自立訓練	⇔	○(介護予防)小規模多機能型居宅介護	
		⇔	○看護小規模多機能型居宅介護	
		←	○通所介護	
		←	○地域密着型通所介護	
児童福祉法	①児童発達支援 (重症心身障害児を対象とする事業所を除く)	⇔	○生活介護	障
		⇔	○通所介護	
		⇔	○地域密着型通所介護	
		←	○(介護予防)小規模多機能型居宅介護	
	②放課後等デイサービス (重症心身障害児を対象とする事業所を除く)	⇔	○看護小規模多機能型居宅介護	介
		⇔	○生活介護	
		⇔	○通所介護	
		←	○地域密着型通所介護	
介護保険法	①訪問介護	⇔	○生活介護	障
		⇔	○重度訪問介護	
	②通所介護、地域密着型通所介護	⇔	○自立訓練	児
		⇔	○児童発達支援 (重症心身障害児を対象とする事業所を除く)	
	③(介護予防)短期入所生活介護	⇔	○放課後等デイサービス	障
		⇔	○短期入所	
	④(介護予防)小規模多機能型居宅介護	→	○短期入所	児
		→	○生活介護	
		→	○児童発達支援 (重症心身障害児を対象とする事業所を除く)	
	⑤看護小規模多機能型居宅介護	→	○放課後等デイサービス (重症心身障害児を対象とする事業所を除く)	障
		→	○短期入所	
		→	○生活介護	

「⇔」:双方のサービスが、もう片方の指定事業所を母体として、共生型サービスの指定を受けられる。

「←」「→」:矢印元の指定事業所を母体として、矢印先のサービスが、共生型サービスの指定を受けられる。

○法令の略称は以下のとおり。

「障」:障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)

「児」:児童福祉法

「介」:介護保険法

○サービスの所管は以下のとおり

【障害福祉サービス】

居宅介護	保健福祉事務所(地域事務所) 母子・障害(第二)班	生活介護	障害福祉課
重度訪問介護		自立訓練	
短期入所		児童発達支援(※)	
児童発達支援(単独)		放課後等デイサービス(※)	
放課後等デイサービス(単独)			

【介護保険のサービス】

訪問介護	保健福祉事務所(地域事務所) 成人高齢班	地域密着型通所介護	市町村高齢者福祉担当課
通所介護		小規模多機能型居宅介護	
短期入所生活介護			

※指定(共生型)生活介護又は指定(共生型)自立訓練と一体的に行う指定(共生型)障害児通所支援は障害福祉課指定(共通のサービスを母体とする共生型サービス同士、一方のサービスを母体とする共生型サービス等)

上記に当てはまらない事例については、障害福祉課・保健福祉事務所で調整の上、指定機関を決定する